

太田市生成 AI サービス提供事業に係る仕様書

1：業務の名称

太田市生成 AI サービス提供事業（以下「本業務」という。）

2：業務の目的

本業務は、本市職員が、情報漏洩リスクを排除する高度な情報セキュリティを確保しながら、安全かつ効率的に生成 AI サービスを活用することで、職員の文書作成等の負担を軽減し、より業務に集中できる体制を構築することを目的とする。

3：履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

ただし、利用開始は令和 8 年 4 月 1 日からを想定しており、利用料の発生は利用開始後からとする。

4：履行場所

太田市 地内

5：業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

（1）生成 AI サービスの提供

仕様を満たす生成 AI サービスを提供すること。

（2）運用・保守・サポート

生成 AI サービスを利用する職員が、サービスの機能や利用方法を理解し、活用できるよう、利用者向けマニュアルを整備するとともに、生成 AI を活用した業務の効率化・生産性の向上につながるサポートを行うこと。

6：生成 AI サービスの機能要件

本業務の目的（高度な情報セキュリティを確保し、安全かつ効率的な生成 AI サービスの活用）を達成するための要件は、以下のとおりとする。

なお、利用規模は、職員数約 1,800 人。1 か月の利用文字数は、1,000 万文字以上 2,000 万文字未満を想定している。

●本サービスの機能要件

【必須要件】：システムとして必須となる仕様の要件とする。

内容	
I 利用環境	
ア	Windows10、Windows11 に対応すること。
イ	Microsoft Edge で利用できることとし、最新リリース（及び直近2世代）に対応すること。
ウ	LGWAN 環境下で利用できること。
エ	本市職員（約1,800人）をアカウント登録し、利用することができること。
オ	同時接続数の制限がないこと。
カ	Claude3.5、GPT-4、Gemini1.5に相当する性能、またはそれ以上の性能を持つ大規模言語モデル（LLM）を、国内リージョンで利用できること。
キ	汎用ファイル（.txt、.pdf、.docx、.csv、.pptx、.md、.json）を直接読み込んで、要約等の回答を生成できること。
II 管理機能	
ア	管理者により、利用状況・アクセスログの確認が可能であること。
イ	利用アカウント、利用日時、チャット履歴（プロンプト内容及びその回答内容）をログとして蓄積すること。 また、当該ログをCSVファイルで出力できること。
III セキュリティ	
ア	入出力内容がAIの学習に利用されないこと。
イ	入出力内容が大規模言語モデル（LLM）サーバに保存されないこと。
ウ	SSL/TLS 通信に対応しており、サーバとクライアント間の通信が暗号化されていること。
エ	個人情報と類推される情報や、予め管理者が指定し、設定した禁止ワードに対して、条件に該当する単語が入力された場合、警告文を表示するなど、送信制限・抑制の機能があること。
オ	上記エの警告文が表示された場合、マスキング機能が働き、利用者が確認を行った場合は、引き続き会話を続けることができること。
カ	個人情報と類推される情報や、予め管理者が指定し、設定した禁止ワードに対して、条件に該当する単語が含まれたファイルがアップロードされた場合、警告文を表示するなど、送信制限・抑制の機能があること。
キ	上記カの警告文が表示された場合、マスキング機能が働き、利用者が確認を行った場合は、引き続き会話を続けることができること。
ク	クラウドサービスの場合、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の認証を取得していること。もしくは利用しているクラウドプラットフォームの事業者のサービスが同様の認証を取得していること。
ケ	日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが保存され、日本国に裁判管轄権があること。
コ	グローバルIPアドレスを用いた接続制限が可能なこと。

IV 検索拡張生成機能（RAG）	
	ア 事前にアップロードした本市が保有するデータ（組織内情報）に基づく回答生成が可能なこと。
	イ 管理者が自由にアップロードしたデータ（組織内情報）を更新できること。
	ウ 汎用ファイル（.txt、.pdf、.docx、.csv、.pptx、.md、.json）がアップロード可能であること。
	エ 回答に使用された参照元ファイル名を明示することができること。
V 構築支援／運用サポート等	
	ア 本サービスの操作マニュアルは、ユーザー向け、管理者向けが提供されること。
	イ 契約期間中は、本市からの利用方法の照会等各種問合せに対応すること。 ※メール受付については 24 時間 365 日、対応時間については平日 9 時～17 時を想定している。
	ウ 計画的なメンテナンス、または生成 AI の外部 API 側の影響等受注者の責に抛らない場合を除き、生成 AI サービスは 24 時間 365 日稼働とすること。

【評価要件】：必須の要件とはしないが、利用できる場合に点数として評価する要件とする。

内容	
I 利用環境	
	ク 業務の目的や用途に応じ、複数の大規模言語モデル（LLM）を切り替えて利用できること。
	ケ 操作が直感的で、使いやすい仕様であること。
	コ ア～ケ以外に、有効な機能がある場合は提案すること。
II 管理機能	
	ウ 当月の料金プランについて、利用状況に応じた調整が可能であること。
	エ 管理者により、ユーザーアカウント管理（追加や削除、変更）を容易に行えること。
	オ 利用者ごとの利用文字数など、利用に関する統計情報を取得できること。
	カ ア～オ以外に、有効な管理機能がある場合は提案すること。
III セキュリティ	
	サ 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄にあたっては、その情報を復元できないように処置すること。
	シ ア～サ以外に、セキュリティ向上に資する機能がある場合は提案すること。
IV 検索拡張生成機能（RAG）	
	オ ア～エ 以外に、有効な機能がある場合は提案すること。
V 構築支援／運用サポート等	
	エ 導入時に、本市の作業負担を軽減する支援があること。
	オ ア～エ 以外に、有効なサポートがある場合は提案すること。

VI 価格	
	ア (提案価格のうち最低価格／自社の提案価格) × 30
VII その他	
	ア I～Vのほか、職員が業務効率化を図り、生産性を高めることができる機能等を有する場合は提案すること。

8：準拠する法令等

本業務は、業務に関わる法令等に拠るほか、次に示す各法令・規則・規定に基づいて行うものとする。

- ①地方自治法
- ②個人情報保護法
- ③太田市財務規則
- ④太田市契約規則
- ⑤太田市情報セキュリティポリシー
- ⑥その他関係諸規定

9：契約に関する条件等

- (1) 日本国における法定通貨（円）により請求し、外国為替レートの影響を受けないこと。
- (2) 利用可能文字数が為替レートにより変動する場合は、その変動が合理的と認められる範囲で、予め本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 本業務の生成 AI サービス提供者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的外に利用し、または第三者に提供しないこと。
また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な情報管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 本仕様書に明示していない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の生成 AI サービス提供者とで都度協議して定めるものとする。
- (6) 本業務には、十分な知識を所有する者を配置すること。